# 令和4年7月 定例記者会見 No4

令和4年7月29日 担当:教育部こども課 電話:41-3150

# 9月から3歳児未満の保育料を引き下げます

市では、子育て世帯の経済的負担を軽減を図るため、市独自の取り組みとして、国の「幼児教育・保育の無償化(3~5歳児と市民税非課税世帯の0~2歳児の保育料が無償化)」の対象とならない3歳児未満の保育料を9月から引き下げます。

#### ■対象

- 0~2歳児の保育認定を受けている課税世帯
  - ※3~5歳児と非課税世帯の0~2歳児の保育料については引き続き無料です

#### ■対象施設

公立・私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所

#### ■保育料

所得区分ごとに設定している現行保育料を65~85%程度まで引き下げ、9月以降の利用に係る保育料から適用します

# 〈参考 保護者が負担する保育料の推計負担軽減額〉

現時点において令和4年9月以降の利用世帯の所得額を確認できないため、令和3年10月時点の児童数(1,020人)及び利用世帯の所得状況により試算しています

# 【令和4年度分…9月~令和5年3月】

区分	現行保育料A	新保育料 B	負担軽減額 A-B	負担軽減総額
公立・私立保育所	97,912,150	78,848,350	19,063,800	28,858,550
認定こども園等	50,268,050	40,473,300	9,794,750	

# 【年額:4月~翌年3月まで新保育料で試算した場合】

区分	現行保育料A	新保育料 B	負担軽減額 A-B	負担軽減総額
公立・私立保育所	167,849,400	135,168,600	32,680,800	49,471,800
認定こども園等	86,173,800	69,382,800	16,791,000	

# ■保育料決定額のお知らせ

◦9月以降も継続して保育所などを利用する世帯

6月に確定した「令和4年度市町村民税課税額」により保育料を再算定し、9月上旬を目途に封書で通知します

9月以降、新たに保育所などを利用する世帯

市が入所調整を行った後、入所の決定と保育料決定額を併せて封書で通知します

#### ■問い合わせ

教育部こども課保育管理係 ☎41-3150

# - 「第3子以降保育料等負担軽減事業」の要件を満たす場合は、さらに保育料が軽減されます -

市では、平成28年度から保育園や幼稚園、認定こども園などの利用者を対象に、第3子以降の入園料・保育料・副食費の全額または2分の1または全額を助成しています。

#### ■対象

市内在住、18歳以下の最年長者から数えて3番目の児童

#### ■助成額

- ・市町村民税課税額が97,000円未満の世帯…対象児童の保育料等の全額
- ・市町村民税課税額が97,000円以上の世帯…対象児童の保育料等の2分の1

#### ■申請方法

利用施設を通じて必要書類を受け取り、利用施設に提出してください

# ■問い合わせ

教育部こども課子育て支援係 ☎41-3149